

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画
区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成28年白河市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(計画の認定)

第3条 条例第13条第1項の規定による市長の認定（第5条において「計画認定」という。）を受けようとする者は、認定申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに建築等計画概要書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、建築物の建築等又は工作物の建設等の規模が大きいため、次に規定する縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 建築物の敷地又は工作物の存する土地（以下「敷地等」という。）の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示したものに限る。）で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地等及びその周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面（申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地等の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 建築物等の彩色が施された2面以上の立面図（彩色については、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）で表示したものに限る。）で縮尺50分の1以上のもの
- (5) 建築物の各階の平面図
- (6) 建築物等の完成予想図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる図書のうち、添付の必要がないと認めるものについては、これを省

略させることができる。

3 市長は、申請に係る建築物等の計画が条例第12条の規定に適合するものと認めるときは、条例第13条第2項の認定証（第3号様式）を交付し、適合しないものと認めるときは、条例第13条第3項の適合しない旨の通知書（第4号様式）を交付する。

4 市長は、申請に係る建築物等の計画が条例第12条の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第13条第2項の期間内に、認定できない旨の通知書（第5号様式）を交付する。

5 前各項の規定は、認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

（国の機関等の建築物等の計画に対する認定）

第4条 国の機関等は、条例第16条第2項の規定により通知をしようとするときは、計画の通知書（第6号様式）に前条第1項各号に掲げる図書を添付した正本及び副本並びに建築等計画概要書を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

3 市長は、通知に係る建築物等の計画が条例第12条の規定に適合するものと認めるときは、条例第16条第3項の認定証（第7号様式）を交付し、適合しないものと認めるときは、条例第16条第3項の適合しない旨の通知書（第8号様式）を交付する。

4 市長は、通知に係る建築物等の計画が条例第12条の規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、条例第16条第3項の期間内に、認定できない旨の通知書を交付する。

5 前各項の規定は、認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

（認定の申請及び通知前の協議）

第5条 計画認定を受けようとする者は、あらかじめ当該認定の申請前に、建築物等の計画内容について市と協議をしなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更する場合も、同様とする。

2 前項の協議をするにあたっては、第3条第1項に掲げる図書に基づいて行うものとし、市は、景観形成に関する情報提供及び指導助言等を行うものとする。

3 前2項の規定は、国の機関等が条例第16条第2項の規定により通知をする場合において準用する。

（行為着手の制限の例外となる工事）

第6条 条例第13条第4項及び条例第16条第4項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(是正命令等)

第7条 市長は、条例第14条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとることを命令する場合は、是正命令書（第9号様式）により行うものとする。

2 建築物等の工事主又は所有者等は、前項の是正命令書に基づき必要な措置を行ったときは、その結果について、是正報告書（第10号様式）の正本及び副本に必要な図書を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

3 条例第14条第2項の規定による公示は、白河市公告式条例（平成17年白河市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(違反建築物等に係る通知)

第8条 条例第15条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 処分に係る建築物等の概要

(2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要

(3) 処分をするまでの経緯及び処分後に市長が講じた措置

(4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第15条の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には是正命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示)

第9条 条例第17条第1項の規定による工事現場での認定済みの表示は、認定済表示板（第11号様式）の設置により行うものとする。

(適用の除外)

第10条 条例第18条第2項第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 地下に設ける建築物等又はその部分

(2) 景観形成上支障がないと認められる仮設の建築物等

(3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う建築物等又はその部分

(4) 通常管理行為、軽易な行為その他これらに類する行為を行う建築物等又はその部分

(5) 非常災害のための応急措置として行う建築物等又はその部分

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、条例第19条第1項の規定により、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、当該建築物等につき、その建築等又は建

設等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2 市長は、条例第19条第1項の規定により、その職員に、建築物等の敷地等又は工事現場に立ち入り、当該建築物等の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

3 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第12号様式）とする。

（工事主等の変更等）

第12条 条例第13条第2項又は条例第16条第3項の規定により認定を受けた建築物等の計画（以下「認定建築物等計画」という。）に係る工事が完了する前に、工事主、工事監理者又は工事施工者を変更し、又は決定したときは、速やかに工事主等変更（決定）届（第13号様式）の正本及び副本に、認定証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（認定申請書等の取下げ）

第13条 第3条第1項の規定により認定申請書を提出した者又は第4条第1項の規定により計画の通知書を提出した国の機関等は、市長が認定をする前に当該申請又は通知を取り下げようとするときは、認定申請・計画通知取下げ届（第14号様式）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（工事の取りやめ）

第14条 認定建築物等計画に係る工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（第15号様式）の正本及び副本に、認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第15条 市長は、認定建築物等計画が虚偽の申請又は通知その他不正な行為によるものであることが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

（工事完了届の提出）

第16条 認定建築物等計画に係る工事が完了したときは、工事完了届（第16号様式）の正本及び副本に必要な図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（建築等計画概要書等の閲覧場所等）

第17条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第31条第1項に規定する書類は、認定建築物等計画に係る建築等計画概要書及び景観法令による処分の概要書（第17号様式）（以下これらを「概要書」という。）とする。

2 概要書の閲覧場所は、白河市役所の景観担当部署とする。

3 概要書の閲覧日は、次に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前2号に掲げる日を除く。）

4 市長は、概要書の整理その他やむを得ない理由により必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

（閲覧の手続）

第18条 概要書の閲覧をしようとする者は、建築等計画概要書等の閲覧票（第18号様式）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 概要書は、閲覧場所から持ち出すことができない。

（閲覧の禁止）

第19条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

(2) 概要書を汚損、損傷若しくは紛失し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物等を特定しない者

（白河市景観条例等との関係）

第20条 認定建築物等計画に係る建築物等については、白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号）第9条、第12条及び景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

認定申請書

年 月 日

白河市長

申請者 住所

氏名



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり、必要な図書を添付して、計画の（変更）認定を申請します。

記

1 建築物の建築等又は工作物の建設等の工事主等の概要	
(1) 建築等又は建設等の工事主	
イ	氏名のフリガナ
ロ	氏名
ハ	郵便番号
ニ	住所
ホ	電話番号
(2) 設計者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
へ	電話番号
(3) 工事監理者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
へ	電話番号

(4) 工事施工者

イ 氏名

ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ハ 郵便番号

ニ 所在地

ホ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物等の工事の名称

(2) 建築物等の工事の場所 白河市.....

(3) 建築物等の工事の種別 ①建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更
(該当項目に○印をつける) ②工作物の新設、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更

(4) 建築物等の概要

①建築物

	申請部分	既存部分	合計	その他	
用途				構造	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	階数	
建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容積率	%
最高の高さ	m	m	m	用途地域	

②工作物

種類				構造	
規模	高さ	延長	幅	面積	その他
	m	m	m	m ²	

(5) 建築物等の形態意匠の内容

①建築物

外壁等の仕上材	屋根	
	外壁	
	その他	
外壁等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	屋根	
	外壁	
	その他	

②工作物

表面等の仕上材	
表面等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	

- | | | | |
|--------------|---|---|---|
| (6) 工事の着手予定日 | 年 | 月 | 日 |
| (7) 工事の完了予定日 | 年 | 月 | 日 |
| (8) その他必要な事項 | | | |
| (9) 備考 | | | |

備考

- 1 申請書は正本及び副本を提出すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届け出ること。
- 4 建築物等の概要については、表の中に必要事項を記入すること。
- 5 建築物等の形態意匠の内容については、表の中に必要事項を記入すること。なお、色彩については、日本工業規格Z 8 7 2 1に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）を併記すること。
- 6 申請書に添付する必要な図書とは、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第1項に掲げる図書とする。
- 7 変更申請を行う場合には、2（8）に、認定済の年月日・番号を記入するとともに、変更前後の概要を記載すること。また、添付する図書等は変更に係る部分に関し、変更前及び変更後の図書とする。

第2号様式（第3条、第4条、第17条関係）
建築等計画概要書

1 建築物の建築等又は工作物の建設等の工事主等の概要	
(1) 建築等又は建設等の工事主	
イ	氏名のフリガナ
ロ	氏名
ハ	郵便番号
ニ	住所
ホ	電話番号
(2) 設計者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
へ	電話番号
(3) 工事監理者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
へ	電話番号
(4) 工事施工者	
イ	氏名
ロ	営業所名 建設業の許可 () 第 号
ハ	郵便番号
ニ	所在地
ホ	電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物等の工事の名称
- (2) 建築物等の工事の場所 白河市
- (3) 建築物等の工事の種別 ①建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更
(該当項目に○印をつける) ②工作物の新設、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更
- (4) 建築物等の概要

①建築物

用 途	申請部分	既存部分	合計	その他	
				構 造	
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	階 数	
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	建 ぺ い 率	%
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	容 積 率	%
最 高 の 高 さ	m	m	m	用 途 地 域	

②工作物

種 類				構 造	
	高 さ	延 長	幅	面 積	そ の 他
規 模	m	m	m	m ²	

- (5) 建築物等の形態意匠の内容

①建築物

外壁等の仕上材	屋 根	
	外 壁	
	そ の 他	
外壁等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	屋 根	
	外 壁	
	そ の 他	

②工作物

表面等の仕上材	
表面等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	

- (6) 工事の着手予定日 年 月 日
- (7) 工事の完了予定日 年 月 日
- (8) その他必要な事項
- (9) 備考

3 計画の内容を示す図面

- (1) 建築物等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- (2) 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面
- (3) 建築物等の彩色が施された2面以上の立面図
- (4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、第1号様式又は第6号様式の写しに代えることができる。この場合には、最上段に「地区計画区域内の建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届け出ること。
- 3 建築物等の敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示すること。
- 4 当該敷地等内における建築物等の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物等の彩色が施された2面以上の立面図には、色彩のマンセル値及び縮尺を明示すること。
- 6 その他必要な図面は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第1項の図書について記載すること。

第3号様式（第3条関係）

条例第13条第2項の認定証

第 号
年 月 日

様

白河市長



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第1項の規定に基づき、計画の（変更）認定申請のあった下記建築物等について、同条第2項の規定により認定します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|---|---|
| 1 | （変更）認定申請の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物等の工事の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物等の工事の種別 | | | | | |
| 4 | 計画の概要 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白河市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白河市を被告として（訴訟において白河市を代表する者は白河市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第3条関係）

条例第13条第3項の適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第1項の規定に基づき、計画の（変更）認定申請のあった下記建築物等については、下記の理由により、地区計画に定められた建築物等の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- | | | | | | | |
|---|-----------------|---|---|---|---|---|
| 1 | （変更）認定申請の年月日・番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 2 | 建築物等の工事の場所 | | | | | |
| 3 | 建築物等の工事の種別 | | | | | |
| 4 | 適合しない理由 | | | | | |
| 5 | 備考 | | | | | |

※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白河市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白河市を被告として（訴訟において白河市を代表する者は白河市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第5号様式（第3条、第4条関係）

認定できない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第13条第1項（第16条第2項）の規定に基づき、計画の（変更）認定申請又は通知のあった下記建築物等については、下記の理由により、期間内に認定できないので、同条例第13条第3項（第16条第3項）の規定により通知します。

記

1	（変更）認定申請（通知）年月日・番号	年	月	日	第	号
2	建築物等の工事の場所					
3	建築物等の工事の種別					
4	期間内に認定できない理由					
5	備考					

第6号様式（第4条関係）

計画の通知書

年 月 日

白河市長

通知者 住所

氏名



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおり、必要な図書を添付して、計画を（変更）通知します。

記

1 建築物の建築等又は工作物の建設等の工事主等の概要	
(1) 建築等又は建設等の工事主	
イ	氏名のフリガナ
ロ	氏名
ハ	郵便番号
ニ	住所
ホ	電話番号
(2) 設計者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
ヘ	電話番号
(3) 工事監理者	
イ	資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ	氏名
ハ	建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
ニ	郵便番号
ホ	所在地
ヘ	電話番号
(4) 工事施工者	
イ	氏名
ロ	営業所名 建設業の許可 () 第 号
ハ	郵便番号
ニ	所在地
ホ	電話番号

2 計画の内容

- (1) 建築物等の工事の名称
- (2) 建築物等の工事の場所 白河市.....
- (3) 建築物等の工事の種別 ①建築物の新築、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更
(該当項目に○印をつける) ②工作物の新設、増築、改築、移転、外観の修繕、模様替、色彩変更
- (4) 建築物等の概要

①建築物

用途	申請部分	既存部分	合計	その他	
				構造	
敷地面積	m ²	m ²	m ²	階数	
建築面積	m ²	m ²	m ²	建ぺい率	%
延べ面積	m ²	m ²	m ²	容積率	%
最高の高さ	m	m	m	用途地域	

②工作物

種類				構造	
	高さ	延長	幅	面積	その他
規模	m	m	m	m ²	

(5) 建築物等の形態意匠の内容

①建築物

外壁等の仕上材	屋根	
	外壁	
	その他	
外壁等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	屋根	
	外壁	
	その他	

②工作物

表面等の仕上材	
表面等の色彩 ※色(マンセル値を併記)を記入すること。	

- (6) 工事の着手予定日 年 月 日
- (7) 工事の完了予定日 年 月 日
- (8) その他必要な事項
- (9) 備考

備考

- 1 通知書は正本及び副本を提出すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で決定してから工事着手前に届け出ること。
- 4 建築物等の概要については、表の中に必要事項を記入すること。
- 5 建築物等の形態意匠の内容については、表の中に必要事項を記入すること。なお、色彩については、日本工業規格Z 8 7 2 1に定める色相、明度及び彩度の3属性の値（マンセル値）を併記すること。
- 6 通知書に添付する必要な図書とは、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第1項に掲げる図書とする。
- 7 変更通知を行う場合には、2（8）に、認定済の年月日・番号を記入するとともに、変更前後の概要を記載すること。また、添付する図書等は変更に係る部分に関し、変更前及び変更後の図書とする。

第7号様式（第4条関係）

条例第16条第3項の認定証

第 号
年 月 日

様

白河市長



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第16条第2項の規定に基づき、計画の（変更）通知のあった下記建築物等について、同条第3項の規定により認定します。

記

1	（変更）通知の年月日・番号	年	月	日	第	号
2	建築物等の工事の場所					
3	建築物等の工事の種別					
4	計画の概要					
5	備考					

第8号様式（第4条関係）

条例第16条第3項の適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

白河市長



白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第16条第2項の規定に基づき、計画の（変更）通知のあった下記建築物等については、下記の理由により、地区計画に定められた建築物等の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

1	（変更）通知の年月日・番号	年	月	日	第	号
2	建築物等の工事の場所					
3	建築物等の工事の種別					
4	適合しない理由					
5	備考					

是正命令書

様	第 号 年 月 日
白河市長 印	
下記の建築物等については、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第12条の制限に違反しているため、同条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり、違反を是正するための措置をとることを命ずる。	
記	

1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	白河市
3 是正の内容	
4 是正の期間	
5 その他	

※行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続について

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、白河市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、白河市を被告として（訴訟において白河市を代表する者は白河市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第10号様式（第7条関係）

是正報告書

白河市長	年 月 日
報告者 住 所 氏 名 ㊟ 〔法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
年 月 日 第 号で是正命令を受けた下記の建築物等については、是正のための必要な措置を行ったので、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添付して、当該措置の内容を報告します。	
記	
1 建築物等の名称	
2 建築物等の所在地	白河市
3 是正措置の内容	
4 是正措置の完了日	年 月 日
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、報告書は正本及び副本を提出すること。

なお、関係資料として以下の資料を添付し、提出すること。

- ・案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、是正箇所の図面、是正工事前の現況写真等
- ・是正関係の図面、詳細図、是正工事施工中の写真等
- ・是正工事完了後の写真（建築物等の外観等、是正後の内容がよくわかる写真）等

第11号様式（第9条関係）

35 c m以上

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく形態意匠の制限に関する認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
備考	

25 c m
以上

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真	所 属 氏 名	
<p>上記の者は、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例第19条の規定により立入検査をする者であることを証明する。</p>		
年 月 日交付		
白河市長		印

(裏)

白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画
区域内における建築物等の制限に関する条例（抄）

（報告及び立入検査）

第19条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等又は工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物等の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとする。

第13号様式（第12条関係）

工事主等変更（決定）届

年 月 日		白河市長	
届出人 住 所			
氏 名 ㊟			
〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕			
_____を変更（決定）したので、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり、認定証の写しを添えて届け出ます。 記			
1 変更等 ()	変更前	住 所	電話 ()
		氏 名	印
	(新規決定) 変更後	住 所	電話 ()
		氏 名	印
2 認定の年月日・番号		年 月 日 第 号	
3 工事の場所		白河市	
4 工事の種別			
5 変更（決定）の期日		年 月 日	
6 変更の理由			
※ 受 付 欄			

- (注意) ① ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本に、認定証の写しを添えて提出すること。
- ② 1の変更等の氏名欄の押印は、工事主の変更の場合に行うこと。
- ③ 1の変更等の氏名欄には、設計者及び工事監理者の場合は、資格・番号及び事務所・登録番号等を、工事施工者の場合は、営業所名、建設業許可番号等を記入すること。

第14号様式（第13条関係）

認定申請・計画通知取下げ届

白河市長 <p style="text-align: center;">届出人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕</p> <p>下記の認定申請又は通知を取り下げたいので、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第13条の規定により、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	年 月 日
1 認定申請（通知） 年月日・受付番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	白河市
3 工事の種別	
4 取下げ理由	
5 その他	
※ 受 付 欄	

（注意）※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本を提出すること。

第15号様式（第14条関係）

工 事 取 り や め 届

白河市長 <p style="text-align: center;">届出人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕</p> <p>計画の認定を受けた下記の建築物等について、その工事を取りやめたいので、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第14条の規定により、認定証を添えて、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	年 月 日
1 計画の認定年月日・番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	白河市
3 工事の種別	
4 取りやめ理由	
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本に、認定証及び認定の申請書又は通知書の副本を添えて、提出すること。

第16号様式（第16条関係）

工 事 完 了 届

<p>白河市長</p> <p style="text-align: center;">届出人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔 法人にあつては、その事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名 〕</p> <p>計画の認定を受けた下記の建築物等について、その工事が完了したので、白河市南湖湖畔店舗等に係る歴史的風致維持向上地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則第16条の規定により、関係図書を添えて、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>年 月 日</p>
1 計画の認定年月日・番号	年 月 日 第 号
2 工事の場所	白河市
3 工事の種別	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 その他	
※ 受 付 欄	

(注意) ※印のある欄は記入しないこと。また、届出書は正本及び副本を提出すること。

なお、関係資料として以下の資料を添付し、提出すること。

- ・ 計画の認定証の写し
- ・ 完了写真（建築物等の外観、屋上部分等の完成状況がよくわかる写真）

第17号様式（第17条関係）

景観法令による処分の概要書

1 認定

- (1) 認定番号
- (2) 認定書の交付年月日

(計画変更の認定)

- (1)
 - イ 認定番号
 - ロ 認定書の交付年月日
- (2)
 - イ 認定番号
 - ロ 認定書の交付年月日
- (3)
 - イ 認定番号
 - ロ 認定書の交付年月日

2 その他の処分

3 備考

整理番号	
------	--

建築等計画概要書等の閲覧票

閲覧者 住所
氏名
電話 ()

建築物の敷地又は 1 工作物の存する 土地の場所	
2 建築物又は工作物の 工事主の氏名	
3 認定年月日・番号	
4 閲覧の理由	
5 備考	

※ 受付処理欄	
---------	--

(注意) ※印のある欄は、記入しないこと。